

官報

法律

朕は、授密顧問の諮詢を経て、帝國議會の協賛を経た会計検査院法を改正する法律を勅可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年四月十八日
内閣總理大臣 吉田 茂

法律第七十三号 会計検査院法目次

- 第一章 組織
- 第一節 職制
- 第二節 検査官
- 第三節 検査官會議
- 第四節 事務總局
- 第三章 職限
- 第一節 概制
- 第二節 検査の範圍
- 第三節 検査の方法
- 第四節 検査報告
- 第五節 会計事務職員の責任
- 第六節 懲罰
- 第三章 会計検査院規則
- 第四章 附則

第一條 会計検査は、内閣に対し独立の地位を有する。

昭和二十二年四月十九日
第六千七百七十七号 土曜日

第二條 会計検査院は、三人の検査官を以て構成する検査官會議と事務總局を以てこれを組織する。

第三條 会計検査院の長は、検査官のうちから官選した者について、内閣においてこれを命ずる。

第四條 検査官

第五條 検査官は、内閣院の同意を経て、内閣がこれを任命する。

第六條 検査官は、年額五万円の俸給を受ける。

第七條 検査官は、刑事裁判により禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失う。

第八條 検査官は、前二條の場合を除いては、その意に反してその官を失ふこととなす。

第九條 検査官は、他の官を兼ね、又は國會議員、若しくは地方公共團體の役員若しくは國會の職員となることとなす。

第十條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十一條 検査官は、年額五万円の俸給を受ける。

第十二條 検査官會議

第十三條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十四條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十五條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十六條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十七條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十八條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第十九條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第二十條 検査官會議の議長は、院長を以て、これに充てる。

第二十一條 検査の範圍

第二十二條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確

第二十三條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確

第二十四條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確

第二十五條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確

第二十六條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確

第二十七條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確

第二十八條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確

第二十九條 会計検査院は、検査の結果により、國の收入支出の決算を確

第三十條 附則

第三十一條 附則

第三十二條 附則

第三十三條 附則

第三十四條 附則

第三十五條 附則

第三十六條 附則

第三十七條 附則

- 四 日本銀行が國のために取り扱ふ現金、貴金属及び有價証券を担保
- 五 國が資本金及び公積金の受拂責しする法人の会計
- 六 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたる会計
- 第二十三條 会計検査院は、必要と認めるときは、左に掲げる会計年度の検査をすることが出来る。
- 一 國の所有又は保管する物品及び有價証券又は國の保管する現金
- 二 國以外のものが國のために取り扱ふ現金、物品又は有價証券の受拂
- 三 國が直接又は間接に補助金、獎勵金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助と與えているものの会計
- 四 國が資本金の一部を出資しているものの会計
- 五 國が貸付金を出貸ししものが更に出資しているものの会計
- 六 國が借入金の元金又は利息の支拂を保証しているものの会計
- 七 國の工事の請負人及び國に対する物品の納入者との契約に関する会計

- 八 國が所有し又は保管する現金、物品及び有價証券の受拂については、前項の計算書及び証憑書類に代えて、会計検査院の指定する他の書類を会計検査院に提出することが出来る。
- 第二十五條 会計検査院は、當時又は臨時に職員を派遣して、實地の検査をすることが出来る。
- 第二十六條 会計検査院は、検査上の必要と認めるときは、左に掲げる簿記書類若しくは報告書提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることが出来る。
- 第二十七條 会計検査院の検査を受ける会計書類に關し左の事実があるときは、本部長官又は監督官その他これに連する責任のある者は、直ちにその旨を会計検査院に報告しなければならぬ。
- 一 会計に關係のある犯罪が究せられたとき
- 二 現金、有價証券その他の財産の亡失を發見したとき
- 第二十八條 会計検査院は、検査上のも必須により、官廳、公共團體その他の者に對し、資料の提出、鑑定等を依頼することが出来る。
- 第四節 検査報告
- 第二十九條 日本國憲法第九十條により作成する検査報告は、左の事項を記載しなければならぬ。
- 一 國の收入支出の決算の確證
- 二 國の收入支出の決算金額と日本銀行の提出した計算書の金額との符合の有無
- 三 検査の結果、法令若しくは予算に違反し又は不当と認められた事項の有無
- 四 予備費の支出で國會の承諾を受ける手續を採らなかつたものがある無

- 五 第三十一條の規定により構成の処分を要するときは、その結果を報告し、國會に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官として出席し又は書面にてこれを説明することが出来る。
- 第三十條 会計検査院は、前條の検査報告に關し、國會に出席して説明することを必要と認めるときは、検査官として出席し又は書面にてこれを説明することが出来る。
- 第三十一條 第五節 会計事務職員の責任
- 第三十一條 第一節 会計検査院は、検査の結果、國の会計事務を處理する職員が故意又は重大な過失により著しく國に損害を與へたと認めるときは、本部長官その他監督の責任に當る者に対して懲戒の処分を要求することが出来る。
- 前項の規定は、國の会計事務を處理する職員が計算書及び証憑書類の提出を怠る等、會計証明の規程を守らない場合又は第六十條の規定による要求を受けこれに應じない場合に、これを適用する。
- 第三十二條 會計検査院は、出納職員が現金又は物品を亡失毀損したときは、善良な管理者たる注意を怠つたために損害を與へた事実があるかどうかを審理し、その非償責任の有無を決定する。
- 會計検査院が非償責任があると檢定したときは、本部長官その他出納職員を監督する責任のある者は、前項の檢定に從つて非償を命じなければならぬ。

- 第一項の非償責任は懲罰によらなければ減免されぬ。
- 會計検査院は、前項の規定により出納職員に非償責任がなかつと檢定した場合において、計算書及び証憑書類の誤謬等によるその檢定が不当であると認められたときは、五年間を限り再檢定をすることが出来る。
- 第三十三條 會計検査院は、検査の結果、國の会計事務を處理する職員に職務上の犯罪があると認められたときは、その事件を檢察廳に通告しなければならぬ。
- 第六節 附則
- 第三十四條 會計検査院は、検査の進行に伴い、會計整理に關し法令に違反し又は不当であると認めらるる事項がある場合には、直ちに、本部長官又は関係者に対し当該會計整理について意見を表示し又は適宜の處置を要求し及びその後の整理については是正改善の処置を要することが出来る。
- 第三十五條 會計検査院は、國の会計事務を處理する職員に會計整理の取扱いに關し、利害關係人が秘密の要求があつたときは、これを審査し、その結果を正を要するものと認めるときは、その判定を主務官廳その他の責任者に通知しなければならぬ。
- 主務官廳又は責任者は、前項の通知を受けたときは、その通知された判定に基いて適當な措置を採らなければならぬ。
- 第三十六條 會計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に關し改善を必要とする事項があると認めるとき

- は、主務官廳その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することが出来る。
- 第三十七條 會計検査院は、左の場合には予めその通知を受け、これに對し意見を表示することが出来る。
- 一 國の会計整理に關する法令を制定し又は改定するとき
- 二 國の現金、物品及び有價証券の出納並びに簿記に關する規程を制定し又は改定するとき
- 第三十八條 この法律に定めるものの外、會計検査に關し必要な規程は、會計検査院がこれを定める。
- 附則
- 第一條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。
- 第二條 左の法律は、これを廃止する。
 - 明治二十九年法律第九十一號(會計検査官退官二關し法律)
 - 會計検査官懲戒法
- 第三條 この法律施行前の事由に因る出納官吏の非償責任に關する第三十二條第三項及び第四項の改正規定の適用については、従前の規定による判決は、これを同條第一項の改正規定による檢定とみなす。
- 第四條 この法律施行の際現に存する會計検査院事務章程その他會計検査院の制定に係る會計検査に關する規程に定められた事項は、第三十八條の改正規定による會計検査規則の制定があるまでは、なお従前の例による。

第六條 この法律施行の規程に在職する金計檢査部長は、この法律により、金計檢査院の長の任命があるまでは、金計檢査院の長の地位にあるものとする。

第七條 この法律により初めて任命される検査官のうち二人の任期は、第五條第一項の規定にかかわらず、一人については三年、他の一人については五年とする。

第八條 帝國議会の協賛を経た日本國憲法施行に伴う民法の應意的措置に關する法律を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

官報 第六〇七七号 昭和二十二年四月十九日 土曜日

昭和二十二年四月十八日
内務大臣 吉田 茂
外務大臣 大村 德太郎
司法大臣 大野 純太郎
陸軍大臣 齋藤 隆夫
海軍大臣 一松 定吉
文部大臣 星島 二郎
農林大臣 河合 貞成
商工大臣 植原 龍二
運輸大臣 石橋 湛山
逓信大臣 金澤 文次郎
労働大臣 増田 甲子七
農林大臣 高井 光太郎
農林大臣 木村 小左衛門
農林大臣 田中 萬逸
農務大臣 高瀬 莊太郎

法律第七十四号
第一條 この法律は、日本國憲法の施行に伴い、民法について、個人の尊厳と同性的本質的の等に關する應急的措置を講ずることを目的とする。

第二條 妻又は母であることに基いて法律上の能力その他を制限する規定は、これを適用しない。

第三條 戸主、家長その他家に關する規定は、これを適用しない。

第四條 成年者の婚姻、離婚、養子縁組及び遺産については、父母の同意を要しない。

第五條 夫婦は、その協議で定める場所と同居するものとする。

第六條 夫婦の財産關係に關する規定で両性的本質的平等に反するものは、これを適用しない。

第七條 配偶者の一方に著し、不貞の行爲があつたときは、他の一方は、これを原因として離婚の訴を提起することができる。

第六條 親權は、父母が共同してこれを行う。

父母が離婚するとき、又は父が子を認知するとき、親權を行ふ者は、父母の協議でこれを定めなければならない。協議が調わぬときは、協議をすることができないときは、裁判所が、これを定める。

裁判所は、子の利益のために、親權者を変更することができる。

第七條 親權に關する規定は、これを適用しない。

第八條 直系尊屬、直系尊屬及び兄弟姉妹は、その順序により相続人となる。

配偶者は、常に相続人となるものとし、その相続分は、左の規定に従ふ。

一 直系尊屬とともに相続人であるときは、三分の一とする。

二 直系尊屬とともに相続人であるときは、二分の一とする。

三 兄弟姉妹とともに相続人であるときは、三分の一とする。

第九條 兄弟姉妹以外の相続人の遺留分の額は、左の額に從ふ。

一 直系尊屬のみが相続人であるとき、又は直系尊屬及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の二分の一とする。

二 その他の場合は、被相続人の財産の三分の一とする。

第十條 この法律の規定に反する他の法律の規定は、これを適用しない。

附則
この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

第十一條 高等裁判所が上告裁判所である場合に、最高裁判所の定める事由があるときは、決定で事件を最高裁判所に移送しなければならない。

第十二條 高等裁判所が上告裁判所である場合に、最高裁判所の定める事由があるときは、決定で事件を最高裁判所に移送しなければならない。

第十三條 高等裁判所が上告裁判所である場合に、最高裁判所の定める事由があるときは、決定で事件を最高裁判所に移送しなければならない。

第十四條 高等裁判所が上告裁判所である場合に、最高裁判所の定める事由があるときは、決定で事件を最高裁判所に移送しなければならない。

第六條 高等裁判所が上告審としてした終局判決に対しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合する命令、規則又は処分をした判断が不当であることを理由とするに限り、最高裁判所に更に上告をすることができ。

前項の上告は、判決の確定を妨げる効力を有しない。但し、最高裁判所は同項の上告があつたときは、決定で強制執行の停止を命ずることができ。

第七條 民事訴訟法の規定により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、その決定又は命令において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するものか否かについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができ。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第八條 行政廳の違法な処分を取消し又は変更を求めた訴は、他の法律（昭和二十二年三月一日前に制定されたものを除く）に特別の定のあるものを除いて、当事者がその処分があつたことを知つた日から六箇月以内、これを提起しなければならない。但し、処分の日から三年を経過したときは、訴を提起することができない。

附則
この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失ふ。

東京高等裁判所が裁判所法施行法の規定に基いて審理及び裁判をすべきも

東京高等裁判所が裁判所法施行法の規定に基いて審理及び裁判をすべきも

のとされた事件(同法施行の際東京控訴院に係属してゐたものを除く)についてしる最高裁判決に對しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることが理由とするものに限り、最高裁判所に上告をすることができる。

前項の上告については、第六條第二項の規定を準用する。

朕は、帝國議會の協賛を経た日本憲法を施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に關する法律を認可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年四月十八日
内閣總理大臣 吉田 茂
司法大臣 木村篤太郎

法律第七十六号、
第一條 この法律は、日本國憲法の施行に伴い、刑事訴訟法について應急的措置を講ずることを目的とする。

第二條 刑事訴訟法は、日本國憲法、裁判所法及び檢察官法の制定の趣旨に適合するようにこれを解釈しなければならない。

第三條 被疑者は、身体の拘束を受けなければならない。この場合には、弁護人を選任することができる。この場合には、刑事訴訟法第三十九條第一項の規定を準用する。

第四條 被告人が自害その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のための弁護人を附しなければならない。

第五條 判決以外の裁判は、刑事補償一人でこれを執行するが、被告人又は被害者引致されず、被告人又は被害者引致して、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない。

第六條 被告人又は被疑者及びこれらの者の弁護人の出席する公判の廷廷でその理由を告げなければならない。勾留については、申立により、直ちに被告人又は被疑者及びこれらの者の自由を奪はなければならない。

第七條 檢察官又は司法警察官は、勾引致及び勾留状を發することができない。檢察官又は司法警察官は、裁判官の令狀がなければ、押収、搜索又は検査をすることができない。但し、現行犯人を逮捕する場及び勾引致又は勾留状を執行する場合は、この限りでない。

檢察官又は司法警察官は、身体を検査し、死体を解剖し、又は物を破壊する処分を必要とする鑑定は、これを命ずることができない。

第八條 逮捕状及び勾留状の発付並びに公判の提起については、左の規定による。

一 檢察官又は司法警察官吏は、被疑者が罪を犯したことを疑ふに足りる相當な理由があるときは、裁判官の逮捕状を得て、これを逮捕することができる。

二 檢察官又は司法警察官吏は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の罪の懲役若しくは禁錮に足りる充分な理由がある場合で、急遽を要し、裁判官の逮捕状を得ることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。

この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を請求する手続をしなければならない。逮捕状が発せられなければ、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第九條 予審は、これを行わない。第十條 何人も、自己に不利な供述を強要されない。

第十一條 何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自由である場合に、有罪とされ、又は刑罰を科せられなければならない。

第十二條 檢察官及び弁護人は、公判期日において、裁判長に告げ、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第十三條 被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第十四條 被告人その他の者(被告人を除く)の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供する又は作成者を公判期日において、これを録取し、これを提出することができる。但し、その機会を喪失するときは、又は、審し困難な場合には、裁判所は、これらの書類について、制取及び被被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを録取することができる。

第十五條 檢察官及び弁護人は、公判期日において、裁判長に告げ、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第十六條 上告裁判所においては、事實の審理は、これを行わない。

第十七條 高等裁判所が上告裁判所として判決に對しては、その判決において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることが理由とするものに限り、最高裁判所に上告をすることができる。

第十八條 刑事訴訟法の規定により不服を申し立てることができない決定又は命令に對しては、その決定又は命令において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることが理由とするときに限り、最高裁判所に上告をすることができる。

第十九條 被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第二十條 被告人その他の者(被告人を除く)の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供する又は作成者を公判期日において、これを録取し、これを提出することができる。但し、その機会を喪失するときは、又は、審し困難な場合には、裁判所は、これらの書類について、制取及び被被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを録取することができる。

第二十一條 檢察官及び弁護人は、公判期日において、裁判長に告げ、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第二十二條 被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第二十三條 被告人その他の者(被告人を除く)の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供する又は作成者を公判期日において、これを録取し、これを提出することができる。但し、その機会を喪失するときは、又は、審し困難な場合には、裁判所は、これらの書類について、制取及び被被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを録取することができる。

第二十四條 檢察官及び弁護人は、公判期日において、裁判長に告げ、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第二十五條 被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第二十六條 被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第二十七條 被告人その他の者(被告人を除く)の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供する又は作成者を公判期日において、これを録取し、これを提出することができる。但し、その機会を喪失するときは、又は、審し困難な場合には、裁判所は、これらの書類について、制取及び被被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを録取することができる。

第二十八條 檢察官及び弁護人は、公判期日において、裁判長に告げ、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第二十九條 被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第三十條 被告人その他の者(被告人を除く)の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供する又は作成者を公判期日において、これを録取し、これを提出することができる。但し、その機会を喪失するときは、又は、審し困難な場合には、裁判所は、これらの書類について、制取及び被被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを録取することができる。

第三十一條 檢察官及び弁護人は、公判期日において、裁判長に告げ、被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第三十二條 被告人は、公判期日において、裁判長に告げ、共同被告人、証人、鑑定人、通事又は翻譯人を訊問することができる。

第三十三條 被告人その他の者(被告人を除く)の供述を録取した書類又はこれに代わるべき書類は、被告人の請求があるときは、その供する又は作成者を公判期日において、これを録取し、これを提出することができる。但し、その機会を喪失するときは、又は、審し困難な場合には、裁判所は、これらの書類について、制取及び被被告人の憲法上の権利を適當に考慮して、これを録取することができる。

この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失ふ。
 第十九條 檢察事務官は、捜査及び命令の執行については、司法警察官に準ずるものとする。
 第二十條 被告人に不利なる事案は、これを認めない。
 第二十一條 この法律の規定の趣旨に反する他の法令の規定は、これを適用しない。
 附則
 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する日か

この法律は、昭和二十三年一月一日から、その効力を失ふ。
 第十二條の規定は、この法律施行前に既にその証拠調べが終つてゐる裁判については、その審級に限り、これを適用しない。
 この法律施行前に終結した訴訟に基いて官、護された判決に対しては、なお刑事訴訟法の規定により上告することができる。

勅令

朕は、税関官吏服制を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年四月十八日
 内閣總理大臣 青木 茂
 大藏大臣 石橋 湛山
 運輸大臣 増田 厚子七

勅令第三百三十六号
 税関官吏服制
 税関官吏の服制は、別表の通りこれを定める。
 附則
 この勅令は、公布の日から、これを施行する。
 税関官吏は、当分の間、なお従前の服制を用いることができる。

税関官吏で、この勅令施行前制版を用いないことができる旨の定めあつたものは、当分の間、なお制版を用いないことができる。
 税関官吏及海關官吏服制の一部を次のように改正す。
 別表を次のように改める。
 海關官吏服制
 「税関官吏第二」を削る。
 別表中「税関官吏及」を削る。

別表

税関官吏服制表

名		帽				上				衣	
地	質	前	後	式	地	質	前	後	式	地	質
濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	モール製、銀色の「開」の字及び櫻花を、モール製の銀色の襟裏七枚を包み合わせる。合地は濃紺のラシヤとする。	モール製、銀色の「開」の字及び櫻花を、モール製の銀色の襟裏七枚を包み合わせる。合地は濃紺のラシヤとする。	形状寸法図の通り	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ
濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ

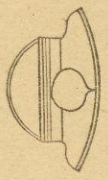
衣		外		夏		衣		夏	
胸	式	胸	式	胸	式	胸	式	胸	式
濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ
濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ	濃紺のラシヤ

帽 式 製

面 側



面 前



帯 部



帯 部

シヤが留もひごあ



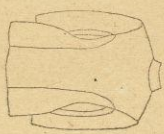
帯 用



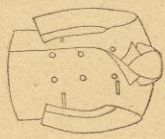
圖 (備考) 数字は寸法を示し、單位はセンチメートルとする。

衣 上 式 製

面 後



面 前



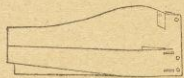
帯 胸



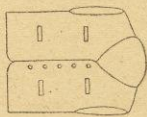
位置の章胸



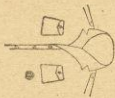
ツボ
式 綫



カ
式 綫



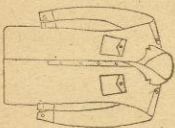
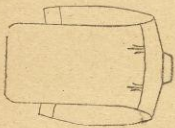
置位の袴脚



袴



面 後 面 前



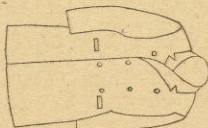
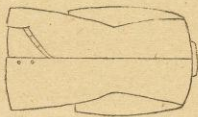
衣上夏感
式 綫

んき子



面 後 面 前

外
式 綫



置位の袴脚





腕位の草胸



服は、國民医療法施行令の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和二十二年四月十八日
内閣總理大臣 吉田 茂
厚生大臣 河合 漢成

勅令第三百三十七号
國民医療法施行令の一部を次のように改正する。

第一條第二項第一号中「官立、公立若ハ文部大臣ノ指定タル私立ノ醫學專門學校醫學科又ハ文部大臣ノ指定タル醫學專門學校醫科」に改め、同條第三項第一号を削除する。
第二條第二項第一号中「官立、公立若ハ文部大臣ノ指定タル私立ノ齒科

醫學專門學校又ハ文部大臣ノ指定タル齒科醫學專門學校」に改め、同條第三項第一号を削除する。
附則第三條を削除する。

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

第一條第二項又は第二條第二項の規定により文部大臣の指定を受けない医学専門学校医学科又は齒科医学専門学校の卒業者で従前の規定により医師國家試験又は齒科醫師國家試験を受けることができない者は、第一條第二項又は第二條第二項の改正規定にかかわらず、医師國家試験又は齒科醫師國家試験を受けることができる。

御名 御璽

昭和二十二年四月十八日
内閣總理大臣 吉田 茂
農林大臣 木村小左衛門

勅令第三百三十八号
昭和十五年勅令第四百六十八号の一부를次のように改正する。
第一條中「農林大臣」を「農林大臣」に改め、同條の條名を削る。
第二條乃至第四條を削る。

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

文部省第七号
医学専門学校指定規則を左の通り定める。
昭和二十二年四月十九日
文部大臣 高橋誠一郎

醫學專門學校指定規則
第一條 國民医療法施行令第一條第一号施行の際現に存する官立、公立又は私立の醫學専門学校につきこれを第一條の醫學専門学校に指定する。
第二條 文部大臣が、前條の指定を行ふ場合は、文部大臣の定める医学専門委員会に、これを諮問しなければならない。

第三條 医学専門委員会は、昭和二十二年三月三十一日以後における修業年限五年の醫學専門学校について、その指定の基準を定める。
第四條 指定を受けた学校は、卒業者の本籍、氏名、生年月日及び各科目成績を、或る清く文部大臣に届出なければならない。
第五條 文部大臣は、指定を受けた学校が、成績不良と認めるときは、医学専門委員会に諮問してその指定を取消することができる。

附則
この省令は、公布の日から、これを施行する。
私立医学専門学校指定規則は、これを廃止する。
この省令施行の際従前私立齒科医学専門学校指定規則により、指定を受けた私立医学専門学校は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
文部省令第八号
齒科医学専門学校指定規則を左の通り定める。
昭和二十二年四月十九日
文部大臣 高橋誠一郎

齒科醫學專門學校指定規則
第一條 國民医療法施行令第二條第一号による文部大臣の指定は、この省令施行の際現に存する官立、公立又は私立の齒科醫學専門学校につきこれを施行する。
第二條 文部大臣が前條の指定を行ふ場合は、文部大臣の定める齒科医学専門委員会に、これを諮問しなければならない。
第三條 指定を受けた学校は、卒業者の本籍、氏名、生年月日及び各科目成績を、或る清く文部大臣に届出なければならない。
第四條 文部大臣は、指定を受けた学校が、成績不良と認めるときは、齒科医学専門委員会に諮問してその指定を取消することができる。

附則
この省令は、公布の日から、これを施行する。
私立齒科医学専門学校指定規則は、これを廃止する。
この省令施行の際従前私立齒科医学専門学校指定規則により、指定を受けた私立齒科医学専門学校は、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
文部省令第二十九号
自作農制特別措置法施行令第二十七條第三項の規定により同項の均等年賦支拂の方法を次のように定める。
昭和二十二年四月十九日
農林大臣 木村小左衛門

自作農制特別措置法施行令第二十七條第三項に規定する均等年賦支拂の方法は、實業通知書に記載する賣地の時期から、至前開通知書、その後二つ二年間に充てられ、均等年賦支拂の方法として、毎年四割ずつ同時に支拂うものとす。利率は、年三分六厘五毛とする。
前項の利率は、賣地の時期から、これを附するものとす。

附則
この省令は、公布の日から、これを施行する。

この省令は、公布の日から、これを施行する。

告示

●御覽廣告第四百七十二号

昭和二十一年九月物價廣告第六十八号 鮮魚介類の販賣價格の統制額指定の件の中の一部を次のように改める。

昭和二十二年四月十九日

一、販賣價格の統制額

イ、魚

ニ、丸

三、品種

細賣業者販賣價格の統制額(一〇〇匁につき)

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

小賣業者販賣價格の統制額(一〇〇匁につき)

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

甲地域 乙地域 丙地域 丁地域

十級 さいす、のどくろ、五寸未満のもの、ひら、さつば、いろか、さんじり、りますら、その他のかわ(はさき、他の海魚の内、じな(くろろ)、さんま(八月、八月)、ほつげ(九月、三月)など)

十一級 きちじき、きん又はきんさん、その他のかれい、あかえい、いじめ、さめ(三匁以上のもの)

十二級 よしきり、わらずか(はけわらずかを除く)、こまい、あんこう、あぶらさめ、のぞめ、とうじん、しろえい、

十三級 あぶらがれい、かすべ、さめがれい、その他魚類

わたりがに(の薪物) 一〇匁以上のもの、しやこの薪物、たらばがにの薪物、はなざき

ずわいがに(の薪物) 一〇匁以上のもの、

ずわいがに(の薪物) 一〇匁未満のもの、

かきの刺身(薪物) 一〇匁以上のもの、

ほたてが(の薪物) 一〇匁以上のもの、

とりが(の薪物) 一〇匁以上のもの、

はまぐりの刺身、かきの刺身(薪物を含む) (五月、十月)

あわびの殻つき(一〇匁未満のもの)、あさり刺身

みるがいの殻つき、もりの刺身、とこぶしの殻つき、しおぶきの刺身

あかがいの殻つき、たらばが、

ほたてが(の薪物) 一〇匁以上のもの、

はまぐりの殻つき、

はまぐりの殻つき、

はまぐりの殻つき、

はまぐりの殻つき、

はまぐりの殻つき、

はまぐりの殻つき、

はまぐりの殻つき、

はまぐりの殻つき、

はまぐりの殻つき、

はまぐりの殻つき、

ほかがいの殺つき 二七〇 〇〇 〇〇 〇〇
 あさりの殺つき 二一〇 〇〇 〇〇 〇〇
 しおふきの殺つき 二一〇 〇〇 〇〇 〇〇
 その他の海産動物 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

卸賣業者販賣価格の統制額中しろかわかじき、くろかわかじき、めかじき、ぼしようかじき、ま
 かじき、まぐろ、きはだ及びめざらちについては、丸の統制額は、一尾五貫以上のもは内臓及び骨
 を除いたもの統制額で、一尾五貫未満のものは内臓割つきのもの統制額、一尾五貫以上のもの
 の内臓及び骨割つきのもの統制額、本表の統制額の一割五分下げ、内臓を除き骨のついたもの
 の統制額は本表の統制額の一割下げとする。

卸賣業者販賣価格の統制額中しろかわかじき、めかじき、あねざめ、ほしざめ、一尾三貫以上のさめ、つざめ
 及びよしきりざめについては丸の統制額は、内臓を除いたもの統制額で、内臓つきのもの統制
 額は、本表の統制額の一割五分下げとする。

卸賣業者販賣価格の統制額中しろかわかじき、めかじき、あねざめ、ほしざめ、一尾三貫以上のさめ、つざめ
 及びよしきりざめについては丸の統制額は、内臓を除いたもの統制額で、内臓つきのもの統制
 額は、本表の統制額の一割五分下げとする。

卸賣業者販賣価格の統制額中しろかわかじき、めかじき、あねざめ、ほしざめ、一尾三貫以上のさめ、つざめ
 及びよしきりざめについては丸の統制額は、内臓を除いたもの統制額で、内臓つきのもの統制
 額は、本表の統制額の一割五分下げとする。

卸賣業者販賣価格の統制額中しろかわかじき、めかじき、あねざめ、ほしざめ、一尾三貫以上のさめ、つざめ
 及びよしきりざめについては丸の統制額は、内臓を除いたもの統制額で、内臓つきのもの統制
 額は、本表の統制額の一割五分下げとする。

切身	甲地域	乙地域	丙地域	丁地域
まかじき、しろかわかじき、くろかわかじき	七二・七〇	七四・四〇	八二・六〇	八六・七〇
切身	六一・八〇	六四・一〇	七二・一〇	七四・七〇
きはだ	六七・三〇	六九・八〇	七八・四〇	八二・三〇
まぐろ	五九・八〇	六二・〇〇	六九・七〇	七二・二〇
切身	七三・七〇	七四・四〇	八三・六〇	八六・七〇
まぐろ(九月一五月)	六三・三〇	六五・六〇	七三・六〇	七六・五〇
切身	六四・〇〇	六六・三〇	七五・一〇	七八・八〇
まぐろ(六月一八月)	五八・〇〇	六一・三〇	六八・一〇	七一・一〇
切身	五九・七〇	六一・二〇	六八・一〇	七一・一〇
めかじき	四九・八〇	五一・八〇	五八・一〇	六一・一〇
切身	五二・七〇	五四・二〇	六一・二〇	六三・七〇
ぼしようかじき	五二・七〇	五四・二〇	六一・二〇	六三・七〇
切身	五二・二〇	五四・七〇	六一・七〇	六四・七〇
もうかざめ(ねずみ)	三六・八〇	三八・六〇	四四・九〇	四七・一〇
あぶらざめ正肉、あねざめ正肉	二七・八〇	二九・七〇	三六・七〇	三九・一〇
よしきりざめ正肉	二二・九〇	二四・七〇	三一・三〇	三三・九〇
かすへ	一八・〇〇	二〇・三〇	二八・九〇	三一・八〇

正肉 一四・七〇
 さめがれい正肉、その他の海産肉 一四・一六
 本表中切身とは頭部(鰓を含む)、内臓、尾節、鱗、かま(頭部のけい骨の骨)及び椎骨を除
 いたものをいい、車切とは頭部(鰓蓋を含む)、内臓、尾節、鱗及びかま頭部の附根の骨を除き骨
 椎骨をつけて、これを切断したものを用いる。

品、(切身、小賣価格)
 甲地域 乙地域 丙地域 丁地域
 とらふく(四月一十月、すずき十月一五月) 九・五〇 九・八〇 一・〇〇 一・一五〇
 すずき(六月一九月) 八・九〇 九・二〇 一・〇三〇 一・〇七〇
 まはた、きじは(六月一九月、七月一十月、七月一八月、七月一八月) 一・〇三〇 一・〇七〇
 しまあげ、ぶり、ひらさき(ひらす)、まがじき、しろかわかじき、くろかわかじき、まぐろ(九
 月一五月) 八・三〇 八・五〇 一・〇〇 一・〇〇
 きはだ 七・七〇 八・〇〇 九・〇〇 九・四〇
 とらふく(四月一十月、すずき十月一五月) 七・二〇 七・五〇 八・六〇 八・九〇
 さわら、はも(十月一六月、八月) 七・四〇 八・四〇 八・八〇 八・八〇
 かんばら(あかばな)、めかじき 七・一〇 七・二〇 八・二〇 八・五〇
 まだい、まながつお、ちだい(はなだい)、びんながまぐろ(六月一八月) 六・九〇 七・一〇 八・三〇 八・三〇
 あら(ぼた)、くえ 六・五〇 六・八〇 七・九〇 八・二〇
 ひらめ、あまだい、さげ、めばち 六・五〇 六・八〇 七・七〇 七・九〇
 ぼしようかじき 六・二〇 六・五〇 七・五〇 七・八〇
 まがつお 六・三〇 六・五〇 七・四〇 七・七〇
 にべ、くろだい 六・〇〇 六・三〇 七・三〇 七・六〇
 まぶぐ 五・七〇 六・〇〇 七・〇〇 七・二〇
 めいちだい、たまぐちみだし、ふえだい(いせき)、しまだい(いしだい)、いしがきだい、こし
 ようだい、へだい、こちだい、めだい 五・九〇 六・六〇 六・八〇 七・一〇
 ぼら、きんめだい、ひめだい(おご又はほんちびき)、はまだい(おなが又はあかちびき)、おきこい、
 わつ、おひょう 五・三〇 五・六〇 六・四〇 六・七〇
 その他のぶく、まつかおがれい、おきざわら 四・九〇 五・二〇 六・一〇 六・三〇
 まんだい、ほんます(さくらます) 四・六〇 四・九〇 五・七〇 六・〇〇

あなご(刺き)、めねけ(さんごめねけ、ばらめねけ及びとうじんめねけを含む)、しらら
 あぶらざめ正肉、つゝめ正肉 四・三〇 四・六〇 五・三〇 五・五〇
 もりかざめ(ねずみざめ)正肉、あおざめ正肉、ほしざめ正肉、あざだい、いしなき 三・三〇 三・六〇 四・九〇 五・三〇
 そりだがつお(めじか、ちすか、しどわ等のまるそうだがつお及びひらそうだがつおを含む)、きつ
 れがつお(はがつお、すまがつお又はほうさん)、すまがつお(やいと) 三・四〇 三・七〇 四・五〇 四・九〇
 さば 三・三〇 三・六〇 四・三〇 四・八〇
 上しきりざめ正肉 三・三〇 三・六〇 四・三〇 四・五〇
 かすべ正肉 二・七〇 二・九〇 三・九〇 四・三〇
 まだら 二・二〇 二・四〇 三・五〇 四・〇〇
 くろあなご(刺き)、ざんあなご(刺き)、その他のあなご(刺き) 二・七〇 三・〇〇 三・七〇 四・〇〇
 めじな(くろうお) 二・六〇 二・八〇 三・四〇 三・六〇
 ちあかえい 二・一〇 二・四〇 三・一〇 三・三〇
 すけとらだら 二・一〇 二・三〇 三・〇〇 三・二〇
 しろえい 二・〇〇 二・二〇 二・七〇 三・〇〇
 かすべ(むき)、さめがれ正肉、その他の海産肉 一・五〇 一・七〇 二・六〇 二・八〇
 あんこう 一・六〇 一・八〇 二・三〇 二・五〇
 船記六、の中(北河内郡守口町)を(守口市)に改める。
 船記十一、の中(二割五分下)を(一割下)に改める。
 船記十三、の中(九五〇圓及び九四〇圓)を(二級及び二級)に改める。
 船記十七を次のように改める。
 十七、本表の統制額は、活き餌に供出するものには、これを適用しない。
 物價統制令第四條の規定によつて、高圧コンクリート柱及び杭(機械製で中空のもの)の統制額を
 次のように指定し、昭和二十一年六月大蔵省告示第四百十号(高圧コンクリート柱及び杭機械製
 で中空のもの)の統制額指定の件)は、これを廃止する。
 昭和二十二年四月十九日

物價統制官 高瀬庄太郎 (単位一本)

番号	長さ(米)	規	格	統制額		
一	長(米)	末口径(粒)	元口径(粒)	壁厚(粒)	荷重(延)	統制額
二	七	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
一	六	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
二	七	一三〇	二一〇	三六	一四〇	六二六〇〇

番号	長さ(米)	規	格	統制額		
九	八	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
八	七	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
七	六	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
六	五	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
五	四	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
四	三	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
三	二	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
二	一	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇
一	〇	一三〇	二一〇	三六	一四〇	四七四〇〇

(四) 規 長さ(米) 東口徑(耗) 元口徑(耗) 膠厚(耗) 短柱としての安価(重量)

Table with columns for specifications (規) and prices (格). Rows correspond to different types of products, with prices listed in various units.

- (一) この表の統制額は、高圧コンクリート製品工業協同組合の定めた規格に合格し、これに同組合の検査証印をつけたものの価格とする。
(二) この表の統制額は、買主の指定する場所検査済しの価格とする。但し、製造工場から当該指定場所までの運賃積込費及び積込費は、買主の負担とする。
(三) 電柱及び信号柱の荷重に對する安全係数は二とする。
(四) 足場釘架橋等は、この表の統制額の二割上げとする。
(五) この表の統制額は、運手費及び加工費その他附屬品費を含まない。
(六) この表に記載のない規格のもの、この表の中、これに最も近いものの価格を基準とし

て、荷重柱に於てはその重量の比例計算によつて、電柱、信号柱、及び杭に於ては、その長さ
と東口及び元口断面積の平均数との積数の比例計算によつて算出した額とする。但し、特
別設計によるものは、この表の統制額に価格を加えることが出来る。
(七) 不合格品又は検査証印をつけないもの、この表の統制額の三割下げとする。
●物價騰貴告示第六十四号
物價統制令第四條の規定によつて、高圧コンクリート管(線路用のもの)の統制額を次のように
指定し、昭和二十一年六月大蔵省告示第四百三十六号(高圧コンクリート管線路用のもの)の統制
額指定の件)は、これを廢止する。
昭和二十二年四月十九日
物價統制長官 高瀬莊太郎
(單位一本)

Table with columns for specifications (規) and prices (格). Rows correspond to different types of products, with prices listed in various units.

- (一) この表の統制額は、高圧コンクリート製品工業協同組合の定めた規格試験に合格し、且つ同組合の検査証印をつけたものの規格とする。
(二) この表の管長以下のものの価格は、その管長と本表の管長との比例計算によつて算出した額とする。
(三) 不合格品又は検査証印をつけないものの価格は、本表統制額の三割下げとする。
(四) この表の統制額は、買主の指定する場所検査済しの価格とする。但し、製造工場から当該場所までの運賃積込費及び荷造費は、買主の負担とする。
(五) 集水用管の価格は、本表の該管種の統制額の五割上げとする。

(六) 半日管の価格は、二枚組合はせの本表の該当管種の統制額の一五倍とする。
(七) 曲管の価格は、この表の該当管種の統制額の一五倍とする。
(八) 丁字管の価格は、この表の該当管種の統制額の一五倍とする。

●物価騰貴率前百七十五号
●物価騰貴率前百七十五号
●物価騰貴率前百七十五号

●物価騰貴率前百七十五号
●物価騰貴率前百七十五号
●物価騰貴率前百七十五号

●物価騰貴率前百七十五号
●物価騰貴率前百七十五号
●物価騰貴率前百七十五号

●物価騰貴率前百七十五号
●物価騰貴率前百七十五号
●物価騰貴率前百七十五号

(九) 圧力管でこの表に記載しない管種の価格は、この表に記載したものの中で最もこれに近似的に上下の水圧のもの統制額の平均額によるものとする。
(十) 北海道所在工場の製品は、本表の統制額の二割上げとする。

二、伊東鐵道所有に属する財産
(一)種別 土地、建物、木造二階建住宅
(二)数量 土地二百坪
建物一棟二四坪六合三
家具三十六点
大字野尻屋宇神山四八番地一号

(三)所在地 長野縣上水内郡信濃尻村
大字野尻屋宇神山四八番地一号

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

昭和三十二年四月十九日
大蔵大臣 高橋誠一郎

同 米岡 弘泰
十五号休下(以上四月十日可也)
東京府地方裁判所 戸田善一郎
選職命令(四月十一日同)
八日市地方裁判所
方裁判所
場支部地方裁判所
國又 銀壽
補選各區裁判所檢察官和地方法裁判所
府令支部檢察官

大法院檢察官判事 菅野善徳治
二四十四号補選
大阪府地方裁判所 草薙 晉
判事兼大區區長
判事兼大區區長
大阪府裁判所 田村 喜作
兼倉敷地方裁判所
判事兼倉敷地方裁判所
補選各區裁判所檢察官手澤地方裁判所
八日市地方裁判所
判所八日市地方裁判所

高崎地方裁判所檢察官 中込 新尚
高崎地方裁判所檢察官 中込 新尚
補選各區裁判所檢察官兼東京府地方裁判所
判事檢察官
十七号休下(同上)
大區區長裁判所 河野 義春
判事兼大區區長
判事兼大區區長
補選各區裁判所檢察官(以上四月十二日同)
高崎支部檢察官(以上四月十二日同)

○ 官廳事項
在官廳管轄 外務省書記長岸本謙之助は昭和二十二年一月三十日外務省事務官二級に免せられた同月二日願に依り本官に免せられた同月二日三月二十八日大藏事務官二級に任ぜられたたがその該任官意に同意は取消された。

○ 職業
日本規格 及び工業標準調査会の調査を経て次の日本規格が制定された。昭和二十二年二月二十一日特許標準局
一、日本化学規格
法(化学四〇〇)
業科材料採取
法(化学四〇〇)

○ 通 報

大(一九二二一九九) 大(一九二二一九九)

大(一九二二一九九) 大(一九二二一九九)

大(一九二二一九九) 大(一九二二一九九)

大(一九二二一九九) 大(一九二二一九九)

水陸省告示第十七号
昭和二十二年四月十九日
● 22年 209項

日本郵船 郵船聯合ノ現狀ニツイテ
記事 現在在 船ヲ支應スルニ本航路空位合ノ現狀下ニ 通シテナル。

船名 船種 船主
有 船 有 船 有 船
船名 船種 船主
有 船 有 船 有 船

船名 船種 船主
有 船 有 船 有 船
船名 船種 船主
有 船 有 船 有 船

船名 船種 船主
有 船 有 船 有 船
船名 船種 船主
有 船 有 船 有 船

Table with columns for ship names (船名), types (船種), and owners (船主). Includes entries like 有 船, 有 船, 有 船, etc.

Table with columns for ship names (船名), types (船種), and owners (船主). Includes entries like 有 船, 有 船, 有 船, etc.

Table with columns for ship names (船名), types (船種), and owners (船主). Includes entries like 有 船, 有 船, 有 船, etc.

Table with columns for ship names (船名), types (船種), and owners (船主). Includes entries like 有 船, 有 船, 有 船, etc.

Table with columns for ship names (船名), types (船種), and owners (船主). Includes entries like 有 船, 有 船, 有 船, etc.

7 和船ノ一乗物トシテ東ニ米現物販賣場ノ特別ノ作付ノクワツテ芝浦、日ノ根及ビ竹芝ノ各社種
 一乗物ノ一乗物トシテ東ニ米現物販賣場ノ特別ノ作付ノクワツテ芝浦、日ノ根及ビ竹芝ノ各社種
 一乗物ノ一乗物トシテ東ニ米現物販賣場ノ特別ノ作付ノクワツテ芝浦、日ノ根及ビ竹芝ノ各社種

12 池内船渠ニ次ク東ニ米現物販賣場ノ特別ノ作付ノクワツテ芝浦、日ノ根及ビ竹芝ノ各社種
 13 池内船渠ニ次ク東ニ米現物販賣場ノ特別ノ作付ノクワツテ芝浦、日ノ根及ビ竹芝ノ各社種

本州西岸ニ一河川ヲ開闢ス
 22年212項ニ開闢ス
 22年213項ニ開闢ス

22年213項
 22年173項ニ開闢ス
 22年174項ニ開闢ス

22年213項
 22年173項ニ開闢ス
 22年174項ニ開闢ス

22年213項
 22年173項ニ開闢ス
 22年174項ニ開闢ス

22年213項
 22年173項ニ開闢ス
 22年174項ニ開闢ス

22年213項
 22年173項ニ開闢ス
 22年174項ニ開闢ス

22年213項
 22年173項ニ開闢ス
 22年174項ニ開闢ス

22年215項
 22年216項
 22年217項

22年215項
 22年216項
 22年217項

22年215項
 22年216項
 22年217項

22年215項
 22年216項
 22年217項

22年215項
 22年216項
 22年217項

22年215項
 22年216項
 22年217項

22年215項
 22年216項
 22年217項

22年215項
 22年216項
 22年217項

22年215項
 22年216項
 22年217項

地圖 137 B-153-100 A-100 B
附表 表 2. 134 IV及V 表 100 A. 503 番地附ノ 22年 40項 (續前)

表 東京岸一帯ノ河口閉口 社監官御監製
取寄 東京岸一帯ノ河口閉口ノ地形ノ7/25ニテ社監官御監製ノ位置ヲ7/7ノ
尺取 大別山嶺 (Guzelid) 標高約 270 152 裡 310 02.1 N., 122° 18.3 E. (標高)
附記 1. ev. 8 sec.
縮尺 由北極白緯、每 8 秒 = 1 哩 (約 3 秒、廣 5 秒) ●黄色紅毛線標線
備考 上表に附記有テ、"Field No. 1" ナル、好天ノ際水先無テ、巡行ノ水先ノ標ヲ示ス。
社監、約 1.1 哩ノ距離ニテ、"Field" ナル附記ノ地圖 491 号上ノ (南極及先人) = 觀ルニ此標中ノ「東方
標」約 3 哩ノ距離方約 8 哩ノ距離ニ記ス。
地圖 表 12 A. 209 頁、218 頁一號 12 B. 300 頁一號 14 B. 43 頁
出所 未告知 1947 年 1267 項
● 22 年、218 項

測量訂正
(1) 地圖 100 号 B
安達港至下別流河口間ニテ測點標高ヲ夫々記載ス。
(2) 測點
(3) 測點
(4) 測點
(5) 測點
(6) 測點
(7) 測點
(8) 測點
(9) 測點
(10) 測點
(11) 測點
(12) 測點
(13) 測點
(14) 測點
(15) 測點
(16) 測點
(17) 測點
(18) 測點
(19) 測點
(20) 測點
(21) 測點
(22) 測點
(23) 測點
(24) 測點
(25) 測點
(26) 測點
(27) 測點
(28) 測點
(29) 測點
(30) 測點
(31) 測點
(32) 測點
(33) 測點
(34) 測點
(35) 測點
(36) 測點
(37) 測點
(38) 測點
(39) 測點
(40) 測點
(41) 測點
(42) 測點
(43) 測點
(44) 測點
(45) 測點
(46) 測點
(47) 測點
(48) 測點
(49) 測點
(50) 測點
(51) 測點
(52) 測點
(53) 測點
(54) 測點
(55) 測點
(56) 測點
(57) 測點
(58) 測點
(59) 測點
(60) 測點
(61) 測點
(62) 測點
(63) 測點
(64) 測點
(65) 測點
(66) 測點
(67) 測點
(68) 測點
(69) 測點
(70) 測點
(71) 測點
(72) 測點
(73) 測點
(74) 測點
(75) 測點
(76) 測點
(77) 測點
(78) 測點
(79) 測點
(80) 測點
(81) 測點
(82) 測點
(83) 測點
(84) 測點
(85) 測點
(86) 測點
(87) 測點
(88) 測點
(89) 測點
(90) 測點
(91) 測點
(92) 測點
(93) 測點
(94) 測點
(95) 測點
(96) 測點
(97) 測點
(98) 測點
(99) 測點
(100) 測點

● 22 年 219 項
(1) 池田製紙 2 区
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
3223 トヨコヤ附産 1:76,700 昭 22-2 全 2 1940年ノ染 30頁1欄
(分) トヨコヤ 1:5,115 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 60頁1欄
インペイハム浦 1:12,100 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 60頁1欄

(2) 池田製紙 (2 区)
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2671 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(3) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(4) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(5) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(6) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(7) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(8) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(9) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(10) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(11) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(12) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(13) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

(14) 池田製紙
番号 1 名 尺 度 刊行年月 圖換 區域 記 事 備考
2567 シロソビ 1:149,000 昭 22-2 全 2 1897年ノ染 9頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 81頁1欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 1915年ノ染 9頁3欄
至カニソビ 昭 22-2 全 2 國ヨリ染 49頁3欄

株券ノ發行者 川崎市東川町七番二番
地東芝電氣株式會社
記名株主ノ氏名住所 川崎市中幸町三
丁目八百八十番地川崎物産太郎
無海市東芝電氣株式會社
別紙目録記載ノ證券ノ付申立人 柴田タマ子
示備書ノ申立書シタルモノヨリ右證券
ノ所持人ハ昭和二十二年七月三十日午
前十時迄ニ當該所ニ其ノ権利ヲ届出
シ且シ證券ヲ提出スルハ右期日迄ニ届
出及提出ヲ爲ササルモノ申立書ニ基キ
右證券ノ無効ヲ宣旨スルコトアルヘシ
昭和二十二年十月十六日
大坂裁判所

(別紙) 目録
日本カネポン株式會社株券百株(附十
株券九枚 附株券九枚) 九九九、一九
記名番號 十株券番號 九九九、一九
九〇、乙二九六九、二四八八、二四三
五、三六六八、一株券自第八四一
至八四九、甲一三六六、一株券
額面金額(金五百圓也)十株券、金五
百圓也(一券券)
一券券 金五十圓也
最終所入人 右同人
發行者 横濱市南區新川町新島町一丁
目一常原日本カネポン株式會社
英庫海尾ノ崎重忠立字 池田一〇四
九番地 右株主氏名 太田 智恵
別紙目録記載ノ證券ノ付申立人ヨリ公
示備書ノ申立書シタルモノヨリ右證券
ノ所持人ハ昭和二十二年七月三十日午
前十時迄ニ當該所ニ其ノ権利ヲ届出
シ且シ證券ヲ提出スルハ右期日迄ニ届
出及提出ヲ爲ササルモノ申立書ニ基
キ右證券ノ無効ヲ宣旨スルコトアル
昭和二十二年十月十四日
大坂裁判所

甲第〇九五八號至一券券六枚、(3)自は
甲第〇九五八號至一券券六枚、(3)自は
一券券六枚、は乙第〇四一七一號十株
券一枚
株券發行者住所氏名 東京川州川崎市
田取町田一番地富士電氣株式會
社
株券發行年月日 大正十五年十月一
日、昭和四年四月一日、二月二十日、
昭和十八年四月一日、三月二十日、
一券券六枚、附面金額 一券券 付額面金
五十圓也
持込額面金額(大正十五年一月(株二付)
十二圓五十錢、昭和四年三月三
十一日七圓五十錢、第三回大正十三
年七月五日八圓、第四回大正十四年
十月五日八圓、第五回昭和五年一
月二十日八圓五十錢、第六回昭和五
年十二月八日三圓五十錢、第七回昭和
十二年十月三十一日三圓五十錢、第
八回昭和十五年七月二十二日三圓
五十錢、第九回昭和十六年一月十二
日三圓五十錢、第十回昭和十七年
二月二十二日三圓五十錢、第十一
回昭和十八年一月二十八日三圓五
十圓、第十二回昭和十九年七月二十
二日三圓五十錢)
最初ノ株主氏名 (1)水田實通
現在ノ株主氏名 (1)水田實通
大藏大臣 失領ノ開示ノ届出ノ備書
本籍大阪府南區大津町通三丁
目二番地、最後の住所大阪府市野
區北生野町五丁目二十三番地
不在者 佐藤太郎
明治三十九年十月十八日生
右に對シ 佐藤太郎から失領宣告の申立
があつたから不在者は昭和二十二年八
月二十二日午前十時迄に生存の届出を
されたか、もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年九月三十日
大坂裁判所

富士電機株式會社株券
株式記名番號 〇七〇三二八七七號十株
券一枚 (2)自は附銀〇五六三圓至る
大坂裁判所

本籍大阪府市西區川風御警馬中三丁
目百四十三番地、最後の住所右同
所同番地 不在者 片岡 清
明治四十二年十月一日生
右に對シ 片岡清から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年
十月三日午前十時迄に生存の届出をさ
れたか、もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月五日
大坂裁判所

本籍大阪府市南區東平野町一丁目二
番地、最後の住所大阪府市東區
東平野町二丁目六十番地
不在者 野澤 友吉
明治九年八月五日生
右に對シ 野澤友吉から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年
十月三日午前十時迄に生存の届出をさ
れたか、もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月九日
大坂裁判所

本籍大阪府市東區通二丁目八番
地、最後の住所右同所同番地
不在者 川原 榮吉
又久三年三月五日生
右に對シ 川原榮吉から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年
十月三日午前十時迄に生存の届出をさ
れたか、もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月九日
大坂裁判所

本籍大阪府中河内郡矢田村大字住
道五百五十八番地ノ二、最後の住
所右同所同番地 不在者 辻岡己之助
明治三十九年三月三十一日生
右に對シ 辻岡己之助から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年十
月五日午前十時迄に生存の届出をされ
たい。もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月九日
大坂裁判所

本籍岡山縣後月郡豐野村大字野野
千六百七十四番地、最後の住所野
地大阪府市日本橋筋二丁目五十八番
地 不在者 寺岡 敏士
大正四年三月十四日生
右に對シ 寺岡敏士から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年十
月一日午前十時迄に生存の届出をされ
たい。もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十八日
大坂裁判所

本籍大阪府市東區通二丁目七番
地、最後の住所大阪府市東區門
百八十二番地 不在者 近藤 正盛
大正七年一月三日生
右に對シ 近藤正盛から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年十
月七日午前十時迄に生存の届出をされ
たい。もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十九日
大坂裁判所

本籍大阪府市東區通二丁目七番
地、最後の住所大阪府市東區門
百八十二番地 不在者 近藤 正盛
大正七年一月三日生
右に對シ 近藤正盛から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年十
月七日午前十時迄に生存の届出をされ
たい。もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十九日
大坂裁判所

本籍大阪府中河内郡矢田村大字住
道五百五十八番地ノ二、最後の住
所右同所同番地 不在者 辻岡己之助
明治三十九年三月三十一日生
右に對シ 辻岡己之助から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年十
月五日午前十時迄に生存の届出をされ
たい。もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月九日
大坂裁判所

を宣告することがある。又その不在者
の生死を知つてゐる方は右の期日迄
にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十四日
大坂裁判所

を宣告することがある。又その不在者
の生死を知つてゐる方は右の期日迄
にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十四日
大坂裁判所

を宣告することがある。又その不在者
の生死を知つてゐる方は右の期日迄
にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十四日
大坂裁判所

を宣告することがある。又その不在者
の生死を知つてゐる方は右の期日迄
にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十四日
大坂裁判所

其他預金 二一〇、〇〇〇
雑勘定 五、〇〇〇
資本金及積立金 五、〇〇〇
總計金 二一五、〇〇〇
昭和二十二年四月十六日
日本銀行

大坂裁判所
大正七年一月三日生
右に對シ 近藤正盛から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年十
月七日午前十時迄に生存の届出をされ
たい。もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十九日
大坂裁判所

大坂裁判所
大正七年一月三日生
右に對シ 近藤正盛から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年十
月七日午前十時迄に生存の届出をされ
たい。もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十九日
大坂裁判所

大坂裁判所
大正七年一月三日生
右に對シ 近藤正盛から失領宣告の申
立があつたから不在者は昭和二十二年十
月七日午前十時迄に生存の届出をされ
たい。もしその届出をしなれば失
除を宣告することがある。又その不在
者の生死を知つてゐる方は右の期日
迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十月十九日
大坂裁判所